

# 審 査 基 準

令和6年9月1日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の13第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：長野県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間： 再交付の申請が、当該申請に係る運転経歴証明書を交付した長野県公安委員会に対して行われた場合は、次に掲げるとおり。（行政庁の休日は含まない。） (1) 北信運転免許センター、東信運転免許センター及び中南信運転免許センター：1日 (2) 警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。）：14日 (3) 上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番及び池田町交番：14日
申 請 先： 1 即日交付を希望する場合 北信運転免許センター、東信運転免許センター又は中南信運転免許センター 2 即日交付を希望しない場合 (1) 警察署（長野南警察署、佐久警察署及び塩尻警察署を除く。） (2) 上田市丸子交番、佐久市臼田交番、辰野町交番又は池田町交番
問 い 合 わ せ 先：東北信運転免許課北信運転免許センター（電話：026-292-2345）
備 考：